

事務局

選挙係

事務局の役割

市長から独立した機関として設置された行政委員会の事務局として、公職選挙法に基づく国政選挙、北海道知事・北海道議会議員選挙、石狩市長・石狩市議会議員選挙の執行のほか、直接請求に関する事務を管理します。また、選挙人名簿の調製や投票率の向上に向けた啓発活動などを行います。

基本方針

- 選挙管理委員会の開催
- 公職選挙法による選挙の実施
- 選挙人名簿の調製に関する事務の実施
- 裁判員候補予定者の選定に関する事務の実施
- 検察審査員候補予定者の選定に関する事務の実施
- 選挙の啓発及び周知に関する事務の実施

重点事業

- ① 選挙管理委員会の開催
 - ・ 選挙人名簿への定時登録(6, 9, 12, 3月)、随時抹消(毎月)の実施
 - ・ 令和9年4月に執行が予定される北海道知事・北海道議会議員選挙の選挙時登録、氏名掲載順等の決定
 - ・ 同年5月に執行が予定される市長・市議会議員の選挙期日等の決定
- ② 北海道知事・北海道議会議員選挙の準備、実施
 - ・ 令和9年4月に執行が予定される北海道知事・北海道議会議員選挙に向けた準備、実施
- ③ 市長・市議会議員選挙の準備
 - ・ 令和9年5月に執行が予定される市長・市議会議員の選挙に向けた準備

各重点事業の詳細

① 選挙管理委員会の開催

市外からの転入、18歳到達等に伴う選挙人名簿への登録を行うため6月、9月、12月、3月の各初日に選挙管理委員会を開催する。また、転出、死亡等に伴う選挙人名簿からの抹消を行うため毎月初旬に選挙管理委員会を開催する。

令和9年4月に執行が予定される北海道知事・北海道議会議員選挙に伴う選挙時登録、氏名掲載順等の決定、及び同年5月に執行が予定される市長・市議会議員選挙の期日決定等を行うため、選挙管理委員会を開催する。

② 北海道知事・北海道議会議員選挙の準備、実施

北海道知事・北海道議会議員の任期が令和9年4月に満了することから、これに伴う選挙の執行にあたり、投票事務、開票事務が円滑かつ確実に行われるよう準備し、実施する。なお、令和8年2月執行の衆議院議員総選挙後に行った投票所見直し後の初めての選挙となることから、選挙人への周知について特に留意する。

③ 市長・市議会議員選挙の準備

市議会議員の任期が令和9年5月に、市長の任期が同年6月に満了することから、これに伴う選挙の執行にあたり、投票事務、開票事務が円滑かつ確実に行われるよう準備する。